

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令案の概要

平成 27 年 4 月 15 日
総務省自治行政局福利課

1 改正の趣旨

- 先般の地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 104 号）により、平成 27 年度の年金額は、特例水準の解消※分（▲0.5%）と本来水準の改定分（+1.4%）を合せて、基本的には+0.9%の増額改定とされた。
 - ※ 平成 26 年度までに支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、本来よりも高い金額（物価スライド特例水準下における特例水準の年金額）で支払われてきたが、特例水準は国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号）により平成 25 年度から 3 年間で計画的に解消することとされ、平成 27 年度より本来水準の年金額が支給することとされている。
- 一方、今般、特定の受給権者（平成 14 年 1 月以後の直近の組合員期間のみを有する者）の年金額について、特例水準の終了に伴う経過措置として、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号。以下「平成 16 年改正法」という。）の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 287 号。以下「平成 16 年改正令」という。）において、所要の措置を講じることとする。

※ 他の被用者年金制度においても同様の措置を行うこととされているもの。

2 改正の概要

- 物価スライド特例水準下における年金額改定においては、特例水準の物価スライド率について、直近の組合員期間のみを有する者について、物価・賃金の下落率を反映させないよう、外掛けの物価スライド率の改定において、通常受給権者より高い例外的な率を設定していた。
- これらの例外的な率は、特例水準下における物価スライド率の改定についてのみ規定されていたため、今般の特例水準の解消に伴い、特例水準から本来水準に移行する者について必要な措置が追加が必要となることが先般の政令改正後明らかになったところ。
- 特例水準の年金額については、平成 16 年改正法において、本来水準の年金額と特例水準の年金額を比較して高い額を支払うこと及び特例水準の年金額は物価上昇時にプラス改定を行わないことで、いずれ本来水準が特例水準を上回り、事実上特例水準による年金額の支給は終了することが想定されていたこと、また、特例水準が解消される平成 27 年度においては、平成 26 年度の特例水準の年金額を下回らな

い範囲で本来水準の年金額にマクロ経済スライドによるスライド調整を行うことに鑑み、平成 16 年改正法の規定に基づき、平成 16 年改正令において「直近の組合員期間のみを有する者（※）」について、平成 27 年度の本来水準の従前額改定率を平成 26 年度の特例水準のスライド率と同率とする特例を特例水準の終了に伴う経過措置として設けることとする。

※ 今回の改正により対象となる「直近の組合員期間のみを有する者」とは、平成 26 年度時点で、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 132 号）附則第 11 条の規定による年金額（以下「従前額保障の年金額」という。）を受給している者のうち平成 14 年 1 月以後の組合員期間のみを有する者である。

3 根拠法令

- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）附則第 24 条

4 スケジュール

- ・ 公布予定日 平成27年 4 月下旬
- ・ 施行日 公布の日（平成27年 4 月 1 日適用）